

平成 18 年 2 月 27 日

各 位

上場会社名	日本板硝子株式会社
コード番号	5202
本社所在地	東京都港区海岸二丁目1番7号
問合せ先	広報・IR部長
責任者役職名	
氏名	藤井一光
電話番号	03-5443-9505

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 2 月 27 日(月)開催の当社取締役会において、第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債(SPS プログラム[※])(以下「本新株予約権付社債」という。)の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

<資金調達目的等>

今回の資金調達額 1,100 億円は、英国大手ガラスメーカーである Pilkington plc (以下「ピルキントン社」という。)の買収(以下「本件買収」という。)の資金に充当する予定であります。なお本件買収が不成立となった場合には、本新株予約権付社債の発行を中止し、又は発行後であっても転換されることなく償還する予定であります。

<第三者割当による転換価額修正型新株予約権付社債を発行する理由>

本新株予約権付社債は、企業買収資金の調達という目的を考慮し、機動的な発行が可能となる第三者割当方式といたしました。

また、ゼロクーポンで発行することや、発行に伴う手数料が不要であることなどにより、調達コストの最小化を実現すると共に、新株予約権の諸条件の設定方法を工夫することにより、1 株あたり利益の希薄化に配慮しつつ、円滑な転換を促し、財務体質の強化を図ることを目指しております。特に、転換価額を1ヶ月に 2 回修正することにより、より時価に連動した転換価額での転換が可能となっております。

なお、本新株予約権付社債の発行は、大和証券エスエムビーシー株式会社の SPS プログラム(Structured Principal Solution Program)[※]を活用し、当社へのオーダーメイド・ファイナンス・ソリューション提案を採用して行うものです。

[※] SPS プログラムは、大和証券エスエムビーシー株式会社の登録商標である Structured Principal Solution Program の略称です。

<本新株予約権付社債の特徴>

本新株予約権付社債は以下の特徴を有しております。

- ① 本新株予約権付社債の発行目的は明確であり、発行後であっても本件買収が成立しない限りにおいて、本新株予約権が行使されることは想定しておりません。(本件買収成立の効力が発生するまでは割当先が転換を行わないこと、本件買収が成立しない場合には当社が本新株予約権付社債を償還することについて、それぞれ割当先と合意しております。)
- ② 本新株予約権付社債には、当社の選択によりいつでも行使することが可能な繰上償還権が付されており、当社は状況に応じて、株価下落時等における希薄化防止策の検討が可能な仕組みとなっております。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

この文書は、米国における転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられ、この目論見書は、当社又は売出人により入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。現在、当社は、米国内における販売のために転換社債型新株予約権付社債を登録しておらず、またこれを登録する予定もありません。

また、本文書の米国内での配布は禁止されております。

- ③ 本件買収成立の時期については、競争独占禁止法上の認可等の諸事情により変更される可能性があります。加えて、買収資金の安定性確保の観点等を総合的に勘案した結果、平成18年5月8日までの5連続取引日の平均株価を基準に上限転換価額、下限転換価額を決定する商品設計としており、条件決定プロセスにおける透明性、公正性を確保できると考えております。
- ④ 機関投資家等の強力な顧客基盤を有する大和証券エスエムビーシー株式会社及びUBS AG London Branchに対する第三者割当発行であり、新株予約権付社債の形態で第三者への譲渡を行わないことについて両者と合意しております。
- ⑤ 割当先は、本新株予約権の権利行使の結果取得することとなる当社株式の数量の範囲内で行う当社株式と同一銘柄の株式の売付け以外には、新株予約権付社債の買取に関連した空売りを目的として、当社株式の借株を行わないことについて合意しております。

これらの特長により、本新株予約権付社債は、発行目的である本件買収の遂行、財務基盤の強化等に焦点を当てる一方、既存株主様への希薄化の影響(株価への影響)を抑制するよう設計された商品であると認識しております。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 社債の名称 | 日本板硝子株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2. 社債の発行価額 | 額面100円につき金100円(各社債の額面金額5億円) |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4. 払込期日及び発行日 | 平成18年3月15日(水) |
| 5. 募集に関する事項 | |
| (1) 募集の方法 | 第三者割当の方法により、770億円を大和証券エスエムビーシー株式会社、330億円をUBS AG London Branchにそれぞれ割当てる。 |
| (2) 発行価額 | 額面100円につき金100円 |
| (3) 申込期間 | 平成18年3月15日(水) |
| (4) 申込取扱場所 | 日本板硝子株式会社 経理部 |
| 6. 新株予約権に関する事項 | |
| (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号②記載の転換価額(ただし、本項第(8)号又は第(9)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 |
| (2) 新株予約権の総数 | 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計220個の本新株予約権を発行する。 |
| (3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額及び転換価額 | ①本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、581円とする。 |
| (4) 新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行 | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、又、 |

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

この文書は、米国における転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられ、この目論見書は、当社又は売出人により入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。現在、当社は、米国内における販売のために転換社債型新株予約権付社債を登録しておらず、またこれを登録する予定もありません。また、本文書の米国内での配布は禁止されております。

- 使に際して払込をなすべき額の算定理由
- 本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とする。又、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は、平成18年2月24日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を20%以上上回る額とした。
- (5) 新株の発行価額中の資本組入れ額 本新株予約権の行使により発行される株式の発行価額中の資本組入れ額は、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (6) 新株予約権の行使請求期間 本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。))は、平成18年3月16日から平成21年3月12日までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権の行使請求をすること(以下「行使請求」という。))ができる。
- (7) 新株予約権の行使の条件 当社が第7項第(5)号②もしくは③により本社債を繰上償還する場合、又は、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日又は期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。当社が第7項第(5)号④記載の本社債権者の請求により本社債の全部又は一部を繰上償還する場合には、繰上償還に要する書類が償還金支払場所に提出されたとき以降、当該新株予約権を行使することはできない。又、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 転換価額の修正 平成18年5月8日以降、毎月第1及び第3金曜日(以下「決定日」という。))の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。))の3連続取引日(ただし、売買高加重平均価格の算出されない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。))に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が平成18年5月8日までの5連続取引日(終値のない日は除く。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「下限転換価額」という。なお、本項第(9)号による調整を受ける。))を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が平成18年5月8日までの5連続取引日(終値のない日は除く。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の150%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。))を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。
- (9) 転換価額の調整 当社は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合を除く。))には、次に定める算式により転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数から当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

この文書は、米国における転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられ、この目論見書は、当社又は売出人により入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。現在、当社は、米国内における販売のために転換社債型新株予約権付社債を登録しておらず、またこれを登録する予定もありません。

また、本文書の米国内での配布は禁止されております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

又、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合等にも適宜調整される。株式分割により普通株式を発行する場合には、上記算式で使用する「新発行・処分株式数」は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数含まないものとする。

- (10) 新株予約権の消却事由及び消却の条件
消却事由は定めない。
- (11) 新株予約権の行使後第1回目の配当
行使請求により交付された当社普通株式の配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
平成17年6月29日に成立し、同年7月26日の公布から1年半以内に施行される会社法(平成17年法律第86号。以下「会社法」という。)に基づく剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配である中間配当金を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定するための基準日以前に本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(会社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に扱うものとする。
- (12) 代用払込に関する事項
商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする。
- (13) 行使請求受付場所
名義書換代理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (14) 行使請求取次場所
該当事項なし
7. 社債に関する事項
- (1) 社債の総額
金1,100億円
- (2) 各社債の金額
金5億円の種類
- (3) 社債の利率
本社債には利息を付さない。
- (4) 償還価額
額面100円につき金100円
ただし、繰上償還の場合は本項第(5)号②乃至④に定める価額による。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

この文書は、米国における転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられ、この目論見書は、当社又は売出人により入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。現在、当社は、米国内における販売のために転換社債型新株予約権付社債を登録しておらず、またこれを登録する予定もありません。また、本文書の米国内での配布は禁止されております。

- (5) 償還の方法及び期限 ①本社債は、平成21年3月13日にその総額を償還する。
- ②当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき次の金額で繰上償還する。
- 平成18年3月16日から平成19年3月15日までの期間については金102円
平成19年3月16日から平成20年3月15日までの期間については金101円
平成20年3月16日から平成21年3月12日までの期間については金100円
- ③(i)当社は、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき次の金額でいつでも繰上償還することができる。
- 平成18年3月16日から6月15日までの期間については金100.50円
平成18年6月16日から7月15日までの期間については金100.70円
平成18年7月16日から8月15日までの期間については金100.90円
平成18年8月16日からは金101.10円とし、以降、同様に1か月を経過する毎に0.20円を加算した金額とする。
- (ii)本号③(i)の規定により本社債を繰上償還する場合、当社は、本社債権者に対して、繰上償還する日の30日前までに書面にて事前通知を行う。
- ④(i)本社債権者は、平成18年6月15日以降に始まる10連続取引日(終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が、第6項第(8)号に定める下限転換価額を下回った場合には、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (ii)本号④(i)の規定により本社債の繰上償還を請求しようとする本社債権者は、償還すべき日の2週間前までに当社の定める請求書(以下「繰上償還請求書」という。)に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて、第12項記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出しなければならない。
- (iii)本社債の繰上償還請求の効力は、繰上償還請求に要する書類が償還金支払場所に到着したときに生じるものとする。繰上償還請求に要する書類を提出した本社債権者は、その後これを取り消すことはできない。
- ⑤償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- ⑥本新株予約権付社債の買入及び当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。当該本新株予約権付社債に係る本社債を買入消却する場合、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。
- (6) 社債券の形式 無記名式とする。
- なお、本新株予約権付社債は、商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- (7) 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、又、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

この文書は、米国における転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられ、この目論見書は、当社又は売出人により入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。現在、当社は、米国内における販売のために転換社債型新株予約権付社債を登録しておらず、またこれを登録する予定もありません。

また、本文書の米国内での配布は禁止されております。

- (8) 財 務 上 の 特 約 (担 保 提 供 制 限) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位で担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、本社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする旨、取締役会で決議されたものをいう。
8. 社債管理会社の不設置 本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。
9. 取 得 格 付 取得していない。
10. 登 録 機 関 該当事項なし。
11. 財 務 代 理 人 該当事項なし。
12. 償還金支払事務取扱者 日本板硝子株式会社 経理部
(償還金支払場所)
13. 上 場 申 請 の 有 無 なし。
14. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. 調達資金の使途

- (1) 今回調達資金の使途
手取概算額109,050百万円については、全額をピルキントン社の買収に充当する予定であります。なお、本件買収が不成立となった場合には、本新株予約権付社債の発行を中止、又は償還する予定であります。
- (2) 前回調達資金の使途の変更
該当事項はありません。
- (3) 業績に与える見通し
今回の資金調達による本件買収により、今期(平成18年3月期)の業績(連結・単体とも)に与える影響はありません。
来期以降の影響につきましては、当社今期決算発表時にお知らせいたします。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化に備えた内部留保の充実及び事業リスクに相応した財務健全性の保持を優先し、キャッシュフローベースの配当余力に基づいて行って参ります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社の事業セグメントは、硝子・建材部門などの比較的安定的な事業と情報電子部門など比較的大きな成長が見込まれる一方、環境変化の激しい事業とに分けられ、全体の業績は、これらの事業展開によって大きく変動することが予想されます。従って、当社の利益配分につきましては、適正な自己資本比率の維持、潜在的なリスクに耐える水準の内部留保確保、及び戦略的投資への適切な配分等を総合的に判断した上で、配当を実施したいと考えております。また、ピルキントン社の事業から発生するキャッシュフローにつきましては今後2～3年程度の間は、英国でのピルキントン社の借入金返済に充てることにより、連結ベースの財務健全性の保持を目指す予定でございます。

前期の配当金につきましては、1株当たり中間配当金3円、期末配当金3円としております。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

この文書は、米国における転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられ、この目論見書は、当社又は売出人により入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。現在、当社は、米国内における販売のために転換社債型新株予約権付社債を登録しておらず、またこれを登録する予定もありません。
また、本文書の米国内での配布は禁止されております。

当期につきましては、1株当たり中間配当金3円を実施しております。

(3) 過去3決算期間の配当状況

(連結)	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純損益	△7.17円	7.19円	17.12円
株主資本利益率	-	1.6%	3.7%

(単体)	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益	1.61円	0.57円	3.79円
1株当たり年間配当金	3.00円	3.00円	6.00円
実績配当性向	185.84%	526.32%	158.19%
株主資本利益率	0.4%	0.1%	0.9%
株主資本配当率	0.8%	0.7%	1.4%

- (注) ① 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。
 ② 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近の発行済株式総数(平成18年2月27日現在)に対する潜在株式数の比率は42.6%になる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、本新株予約権付社債に付された新株予約権が全て当初の転換価額で権利行使された場合に新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。全て上限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率及び、全て下限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は、上限・下限転換価額が未定であるため、試算しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行

発行額：23,000百万円

発行日：平成16年5月13日

転換価額：542円

② 過去3決算期間の株価の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始値	461円	240円	411円	455円
高値	541円	454円	480円	600円
安値	194円	235円	327円	405円
終値	245円	409円	454円	484円

- (注) 1 株価は株式会社東京証券取引所第一部におけるものであります。
 2 平成18年3月期の株価については、平成18年2月24日現在で表示しています。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

この文書は、米国における転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられ、この目論見書は、当社又は売出人により入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。現在、当社は、米国内における販売のために転換社債型新株予約権付社債を登録しておらず、またこれを登録する予定もありません。

また、本文書の米国内での配布は禁止されております。

4. 割当予定先の概要等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先の名称		大和証券エスエムビーシー株式会社	
割当新株予約権付社債(額面)		金 77,000,000,000 円	
払込金額		金 77,000,000,000 円	
割当予定先の内容	住所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 斎藤辰栄	
	資本の額	2,056 億円(注)	
	事業の内容	証券業	
	大株主	株式会社大和証券グループ本社 60%(注) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 40%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-(注)
		割当予定先が保有している当社の株式の数	234,000 株(注)
	取引関係	主幹事証券	
	人事関係	なし	

(注)資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成 18 年 2 月 24 日現在のものです。

割当予定先の名称		UBS AG London Branch	
割当新株予約権付社債(額面)		金 33,000,000,000 円	
払込金額		金 33,000,000,000 円	
割当予定先の内容	住所	1 Finsbury Avenue, London EC2M 2PP	
	代表者の氏名	Peter Wuffli (Chief Executive Officer)	
	資本の額	869,538,466 スイスフラン(注)	
	事業の内容	投資銀行業務及び証券業務	
	大株主	The Depository Trust Company (Cede & Co.), New York 5.8%(注)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-(注)
		割当予定先が保有している当社の株式の数	-(注)
	取引関係	なし	
	人事関係	なし	

(注)資本の額、出資関係の欄は、平成 17 年 12 月 31 日現在のものです。また、大株主の欄は、平成 16 年 12 月 31 日現在のものです。

(2) その他

本新株予約権付社債の割当先である大和証券エスエムビーシー株式会社及び UBS AG London Branch は、本新株予約権の権利行使の結果取得することとなる当社株式の数量の範囲内で行う当社株式と同一銘柄の株式の売付け以外には、本新株予約権付社債の買取に関連した空売りを目的として、当社株式の借株を行わないことについて、合意しております。

以上

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

この文書は、米国における転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられ、この目論見書は、当社又は売出人により入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。現在、当社は、米国内における販売のために転換社債型新株予約権付社債を登録しておらず、またこれを登録する予定もありません。

また、本文書の米国内での配布は禁止されております。